

ケアセンターなごみ

(連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第一条 有限会社 なごみの部屋が開設する指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ケアセンターなごみ（以下「事業所」という）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第二条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

2 事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 ケアセンターなごみ
- (2) 所在地 山形県米沢市泉町二丁目1番6号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 **1名（常勤兼務）**
 - ・事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) オペレーター **1名以上**（提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上、うち1名は常勤でなければならない。また利用者の処遇に支障がない範囲で事業所内の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等との兼務可能）
 - ・利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
 - ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言

- (3) 計画作成責任者 **1名以上**（当該事業所従事者で看護師、介護福祉士等）
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付

- ・サービス提供の日時等の決定
- ・サービスの利用申し込みに係る調整、サービス内容の管理

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 1名以上（交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上）

- ・ 居宅サービス計画に沿った定期的な巡回

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 1名以上（提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1確保されるために必要な数以上。ただし利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。）

- ・ オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間

（事業の内容及び利用料金等）

第六条 事業の内容は重要事項説明書のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。）

（通常の事業の実施地域）

第七条 通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第八条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医及び介護支援専門員に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る介護保険サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法）

第九条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付します。

- 2 合鍵を紛失した場合には、速やかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(介護・医療連携推進会議)

第十条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービスの提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

- 2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とします。
- 3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、市職員、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- 4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(訪問看護事業者との連携)

第十一条 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならないこととします。

- 2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。
 - (1) 利用者に対するアセスメント
 - (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - (3) 介護・医療連携推進会議への参加
 - (4) その他必要な指導及び助言

(苦情解決)

第十二条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 本事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当核市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当核指導又はあつせんできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十三条 事業所は、利用者の虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 4 虐待防止等のための責任者を設置するものとする。
- 5 虐待の恐れがある行為を行った職員に対し、周囲が気づいたときは、管理者に知らせる又は利用者が苦情受付にすぐ連絡できるよう事前に連絡先を知らせなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第十五条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(衛生管理等)

第十六条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第十七条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 事業者は訪問介護看護員等に、利用者の同居の家族に対する当該サービスの提供はさせないものとします。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社 なごみの部屋と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年2月17日から施行する。